

に関連する評価項目として、いわゆる社会経済的健康規定要因を採用していることが挙げられる。しかしながら、前提とする学問領域の違いなどから、これらは EIA および SEA においては、十分に認識されていない。

本稿では、国内の EIA および SEA において、特に社会経済的健康規定要因を中心に、健康に関連する評価項目がどのように扱われているかを検討する。また国内の EIA および SEA 事例を取り上げ、健康影響および健康規定要因がどのように取り扱われているかについて検討する。

2. HIA における評価項目

既に多くの地域、研究機関などにおいてそれぞれの地域や社会的、政治的状況をもとに HIA のガイドラインが発表されている。それらのガイドラインに共通してみられるのは、HIA における評価項目として、社会的健康規定要因を挙げていることである [4, 5, 7, 10-14]。例として、代表的な HIA ガイドラインの一つである Merseyside Guideline [5]では、生物学的要因（性、年齢、遺伝的要因）、個人もしくは家族的状況と生活習慣（家族構成、教育歴、職業、雇用、喫煙、飲酒、余暇、交通集団など）、社会環境（文化、差別、社会的支援、社会参加）、物理的環境（大気、水、住宅、労働環境、医療福祉、道路、エネルギー、インフラ）、公共サービス（医療、育児、社会保障、福祉サービスの質やアクセスのしやすさ）、政策方針（経済、社会環境）などが挙げられている。

3. EIA における評価項目

わが国では、1972年（昭和47年）に「各種公共事業などに係る環境保全対策について」が閣議決定され、公共事業についての環境アセスメントが導入された。その後、法制化の動きもあったが、1984年（昭和59年）

に「環境影響評価について」が閣議決定され、行政指導による環境アセスメントが実施されることになった。この他、地方公共団体において環境アセスメントに関する条例・要綱の制定が進められた。1993年（平成5年）に制定された「環境基本法」において、EIAの推進が位置づけられたこと（同法第20条）をきっかけに、制度の見直しに向けた検討が始まった。その結果、新しい環境政策の枠組みに対応するとともに、諸外国の制度の長所を取り入れ、1997年（平成9年）6月に「環境影響評価法」が成立し、1999年6月に全面施行された。

EIAの項目は、環境基本法に規定される環境保全施策の範囲（同法第14条）のものである。環境影響評価法の基本的事項を定めた環境省告示第87号（平成9年12月）に別表として示されている。EIAの項目、すなわち環境要素の区分を表1に示す[15]。環境の自然的構成要素の良好な状態の保持として、大気環境での大気質、水環境の水質、底質などが評価項目になっている。さらに細区分として、硫黄酸化物や窒素酸化物、一酸化化炭素などの大気環境基準項目や生物化学的酸素要求量などの水質項目が標準項目に選定される。

環境省は、「環境影響評価情報支援ネットワーク」(<http://www.env.go.jp/policy/assess/index.html>)というホームページサイトを運用し、環境アセスメントの制度や事例、技術などに関する情報提供を行っている。大気質や騒音、振動、水質に関する評価基準では定量的基準として環境基準が用いられている例が多い。今回、この事例検索の結果を見る限りでは、健康関連項目を予測・評価項目に挙げた事例はなかった。

4. SEAにおける評価項目

SEAとは、主要諸国で導入に向けた取り組みが開始されており、わが国の地方公共団体でも政策・施策・事業

の計画段階での環境配慮の仕組みとして先進的事例が見られる。環境省は、「戦略的環境アセスメント総合研究会」を設置して検討を進め、2000年8月に戦略的環境アセスメントが備えるべき原則や留意点などについての報告書をとりまとめた[8]。また、同年12月に閣議決定された第2次環境基本計画の中で、SEAを位置づけ、上位計画や政策での環境配慮を具体的にどう進めたらよいかを明らかにすること、国や地方公共団体における取り組みの実例を積み重ねること、それを踏まえてガイドラインの作成を図り、必要に応じ制度化の検討を進めることが定められた。そして、2007年4月に「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」がとりまとめられた[9]。

「戦略的環境アセスメントガイドライン」における評価項目は、対象とする環境要素として、環境基本法に定める「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」、「生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全」、「人と自然との豊かな触れ合い」および「環境への負荷」に係るものとしている。環境影響評価法による現行の環境アセスメントの評価項目と同じである。ガイドラインに添付された参考付表「主な評価項目の選定の考え方」を表2に示す。評価項目は、計画特性および地域特性を勘案し、案ごとにSEAの評価の目的に照らし、位置・規模などの検討段階において評価を行う必要のある項目を選定することになっている。しかし、これらの中に社会的健康規定要因に関連する項目は入っていない。地方公共団体で先進的に行われている事例を個別に検討する必要がある。

5. 事例検討

1) 埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱

埼玉県では平成14年に、埼玉県戦略的環境影響評

価実施要項を制定している[16]。その中に示された、評価項目を表3に抜粋する。挙げられた評価項目のうち、特にHIAとの関連が大きいものとして、水、大気などの環境項目以外に、「人と自然との触れ合い」、生活環境（日照、風害）、安全環境（防災、安全）、および社会経済項目がある。社会経済項目の中では、社会的影響として、地域分断、住民移転、地域社会への影響、地域交通が挙げられている。また経済波及効果として、雇用創出効果、地元雇用の拡大などが挙げられている。

事例1：所沢市北秋津地区土地区画整理事業

所沢市北秋津地区土地区画整理事業のSEAにおける社会経済面の評価項目を表4に示した[17]。事業の社会的な影響および効果として、報告書では地域分担の緩和および地域交通の改善について評価を行っている。そこでは、鉄道による地域分断の解消、地域交通の変化、渋滞緩和、緊急車両の通行などの防災生の向上などを定性的に整理して比較を行っていた。また、事業による経済的な効果として、経済規模拡大など便益について、人口増に伴う購買力の増加や、工事に伴う雇用促進の便益などが評価されていた。

事例2：彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業基本構想[18]

彩の国資源循環工場（以下、資源循環工場という。）は、埼玉県が計画の策定、事業者の募集、用地賃貸、建設から将来の運営に至るまで、住民の方々との継続的な合意システムの下に、将来にわたる事業の安全性と信頼性を総合的に確保する資源循環モデル施設である。資源循環工場は、大里郡寄居町にある県有地を活用した民間再資源化施設、PFIサーマルリサイクル施設、県営最終処分場（埼玉県環境整備センター）、県と民間の研究施

設などで構成されている。埼玉県では、公共関与による廃棄物処理施設の中核拠点機能をさらに拡充するため、資源循環工場第Ⅰ期事業の隣接地にフィールドを拡大して、さらに再資源化施設を充実させるとともにひっ迫する最終処分場を確保し、県内で発生する循環利用可能な廃棄物の「全量県内再資源化」を行うための資源循環工場第Ⅱ期事業基本構想を掲げた。

社会的な影響に関する評価

この事業に関する戦略的環境影響評価報告書はH17年1月に受理された。ここでは、その中で取り上げられた社会的影响について紹介する。社会的な影響として、経済波及効果、雇用創出効果、地域社会・文化への影響として、地域社会の意見の反映、観光への影響、地域資源を用いた公園整備、地元雇用の拡大、地元のイメージアップなどが評価項目に挙げられていた（表5）。

この他に、道路環境に関する環境配慮ということで、下記のような記述が見られた。「廃棄物の受け入れ時間と小学生・中学生の下校時間が重なるため、特に運転手の注意を喚起することが重要である。なお、工業団地用地に民間企業施設が立地した際には、小学生・中学生の登下校時間と工業団地の発生集中交通量の通行時間が重なるため、さらにきめ細かい交通安全対策を行う必要がある。」

2) 京都市計画段階環境影響評価(戦略的環境アセスメント)要綱

京都市では、「環境を基軸とした政策」掲げ、京都市が行う大規模な事業に際し、環境への影響を評価する現行の事業実施段階での環境影響評価に先立ち、計画段階においても環境への影響について、調査、予測および

評価を実施する仕組みである「京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）要綱」を策定し、平成16年10月から施行した。[19]

「計画段階環境影響評価技術指針」において具体的な評価項目を示している。しかしながら、その中の用語の説明として、「社会面とは基本的に計画などの合目的性をいい、人口や福祉、文化などの一般的な社会科学の側面をいうものではない。」、また「経済面とは、基本的に事業の経済性をいい、当該計画などによる市場や産業への波及効果、雇用創出などの一般的な経済の側面を含むものではない。」と注釈が付けられている。このことは、HIAの考え方とは異なることを示すものである。

6. 考察

表 6 に EIA、SEA および HIA の一般的な比較を示す。EIA/SEA および HIA では概念や手続きにおいて多くの共通点を有しているが、具体的な評価項目においては、少なくとも国内事例においては、相違が認められた。このような状況は海外においても報告されている。英国における開発関連の 39 の環境影響評価報告書を対象に精査した調査では、そのうち 72 % の報告書が人の健康を扱う章や目次を掲載しておらず、また 49 % の報告書には健康に関する影響の記述が全く含まれていなかつたと報告している。[20]

このように EIA/SEA と HIA においてそれぞれ対象とする健康の範囲が異なることについては、いくつかの理由が考えられる。第一に、社会的な影響と健康との関連についての認識の相違が挙げられる。EIA/SEA と HIA がそもそも、どのような学問領域を基礎にしているかという実践的、現実的な認識が必用である。HIA は公衆衛生としての学問体系を基礎にし、社会疫学的な実証結果を通じて、広範な政策領域が健康に影響を与えるということが認識されており、社会的健康規定要因という考え方を受け入れられている。一方で、EIA においては、このような視野は今のところ含まれていない。第 2 に、HIA が人もしくはヒトの健康への配慮を第一義としていることに対して、EIA では、環境や生態系への影響を配慮することが評価項目であり、ヒトへの健康影響は、その結果からくる二次的な効果としてとらえられていることが挙げられる。第 3 に、社会的な健康規定要因に関する評価手段が技術的に確立しておらず、実際に評価に取り組むことが困難であるということがある。

さらに、EIA および SEA における環境項目、社会的項目の評価全般において、評価の多くは事業全体の平均的もしくは総合的な評価に限られていた。HIA において

は、特に影響を受けやすい集団を把握し、集団の特性別に影響を評価するという方法が採られるが、国内の EIA および SEA では、これに関する記述はほとんど見られなかった。

このような広範な健康関連要因の評価項目の欠落は、現時点では本邦の EIA および SEA 制度が抱える大きな課題である。これに関連して、2003 年に制定された国連欧州経済委員会（UNECE）による SEA 議定書（キエフ議定書）では、SEA を「起こりうる環境（健康を含む）影響の評価」と定義しており、健康関連項目も含まれる。特に、欧州においては、公共政策における健康への配慮を推奨する背景として、欧州共同体アムステルダム条約が挙げられる。その第 152 条において「*A high level of human health protection shall be ensured in the definition and implementation of all Community policies and activities.*」とされ、健康への取り組みがすべての政策や活動において実施されることを要求している。多くの HIA のガイドラインにおいては、このアムステルダム条約の理念を、HIA の根拠としている場合が多い。同様に、EIA および SEA を実施する倫理的な根拠も、ここを出発点としていることから、近年、EIA/SEA と HIA の統合は国際的にも大きな議論となっている。

実際に、従来は EIA もしくは SEA の対象である事業に HIA が実施された事例としては、例えば英国の Finningley 空港の建設時が挙げられる。Finningley 空港は、英国において空港建設の計画段階から HIA が実施された初の事例である[21]。また大ロンドン市法 (Greater London Authority Act, 1999)にもとづき、ロンドンの総合的な都市開発計画方針を定めた the London Plan [22]では、健康影響評価の実施を法的に要求しており(表 7)、この要求に応じて実施された HIA に、ピクトリア駅の改修工事や、地区再開発に関する HIA などがある。[23, 24]

わが国においても、EIA および SEA に公衆衛生学的な視点がさらに含まれていく必用があり、そのことはすなわち、HIA の導入につながるであろう。その第一歩として、特に地方公共団体が進める SEAにおいて、健康関連項目を評価項目に採用することが期待される。

謝 辞

本研究は、厚生労働省科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）の補助を受けて「Health Impact Assessmentに関する包括的研究」（課題番号 H18-政策-若-005）の一部として実施された。

参考文献

- 1) 藤野善久、松田晋哉、Health Impact Assessmentの基本的概念および日本での今後の取り組みに関する考察、日本公衆衛生学雑誌 2007;54: 73-80.
- 2) WHO European Centre for Health Policy. Health Impact Assessment: main concepts and suggested approach Gothenburg paper. 1999.
- 3) Kemm J, Parry J and Palmer S. Health Impact Assessment: Concepts, Theory, Techniques, and Applications.: Oxford University Press. 2004.
- 4) Commonwealth of Australia. Health Impact Assessment Guidelines. 2001.
- 5) Scott-Samuel A, Birley M and Ardern K. The Merseyside Guidelines for Health Impact Assessment. second ed. Liverpool: the International Health Impact Assessment Consortium. 2001.
- 6) the National Assembly for Wales. Heath Impact Assessment. 2003 [cited 2005 8 June]; Available from: <http://www.hpw.wales.gov.uk/English/national/index.htm>
- 7) Welsh Health Impact Assessment Support Unit. Improving Health and Reducing Inequalities: a practical guide to health impact assessment. Cardiff 2004.
- 8) 戦略的環境アセスメント総合研究会. SEA総合研究会報告書；2000.
- 9) 戦略的環境アセスメント総合研究会. 戰略的環境アセスメント導入ガイドライン；2007.
- 10) Abrahams D, Pennington A, Scott-Samuel A, Doyle C, Metcalfe O, Broeder L, Haigh F, Mekel O and R. F. European Policy Health Impact Assessment (EPHIA) A Guide. 2004
- 11) NHS Executive London. A Short Guide to Health Impact Assessment: Informing Healthy Decisions; 2000.

- 12) Public Health Advisory Committee. A Guide to Health Impact Assessment: A Policy Tool for New Zealand, Second Edition. 2005
- 13) Taylor L and Health Development Agency, eds. Introducing health impact assessment (HIA): Informing the decision-making process. London: Health Development Agency. 2002.
- 14) The National Assembly for Wales. Developing health impact assessment in Wales 1999.
- 15) 環境影響評価法第四十八条第二項において準用する同法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定により国土交通大臣が定めるべき指針に関する基本的事項. 環境庁告示88号公布 平成9年12月12日
- 16) 埼玉県. 埼玉県戦略的環境影響評価実施要項. 2007.
- 17) 所沢市. 所沢市北秋津地区土地区画整理事業に係る戦略的環境影響評価報告書. 2003
- 18) 埼玉県. 彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書. 2005.
- 19) 京都市環境局. 京都市計画段階環境影響評価(戦略的環境アセスメント)要綱. 2004
- 20) British Medical Association. Health and Environmental Impact Assessment: an Integrated Approach. London: Earthscan Publications 1998.
- 21) Finningley HIA Steering Group. Health Impact Assessment, Finningley Airport; 2000.
- 22) Greater London Authority. The London Plan: Spatial Development Strategy for Greater London. 2004.
- 23) Cave B, Cooke A and Benson K. Urban Renaissance Lewisham health and social impact assessment. 2004 [cited; Available from:
<http://www.lewisham.gov.uk/NR/rdonlyres/F33C4B93-928>

9 - 4 A 4 3 - B 2 E 3 - 8 D 0 8 D F B F 9 5 A 8 / 0 / health_socia l_summary.pdf
f

24) Cave B. Victoria Station Upgrade Health Impact Assessment. 2007 [cited; Available from:
www.tfl.gov.uk/assets/downloads/Victoria-supporting-Health-Impact-Assessment-1.pdf

表 1 環境影響評価法における評価項目

環境要素の区分	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境
	大気質
	騒音
	振動
	悪臭
	その他
	水環境
	水質
	低質
	地下水
生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全	その他
	地形・地質
	地盤
	土壤
	その他
人と自然との豊かな触れ合い	植物
	動物
	生態系
環境への負荷	景観
	触れ合い活動の場
環境への負荷	廃棄物等
	温室効果ガス等

「環境影響評価法第四十八条第二項において準用する同法第十一条第三項および第十二条第二項の規定により国土交通大臣が定めるべき指針に関する基本的事項」別表
環境省告示88号、公布日 平成9年12月12日。

表2 SEAガイドラインにおける主な評価項目の選定の考え方

環境要素	特性	計画特性	地域特性		
			①環境影響を受けやすい地域又は対象	②環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象	③環境が悪化し又はそのおそれのある地域
大気環境	大気質	・大気汚染物質を排出させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	・居住専用地域、住居地域、住宅、学校、病院、福祉施設 等	・総量規制の指定地域(大防法) ・窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域(自動車NOx・PM法) 等	・環境基準(NO ₂ 、SPM等)の未達成地域 等
	騒音・振動	・騒音・振動を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり		・騒音規制地域(騒音規制法) ・振動規制地域(振動規正法) 等	・環境基準(騒音)の未達成地域 ・要請限度の超過地域(騒音・振動規制法) 等
	悪臭	・悪臭物質を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり		・悪臭規制地域(悪臭防止法) 等	・規制基準の超過地域(悪臭防止法) 等
水環境	水質	・汚濁物質を排出させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり ・水域の改変等を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	・水道原水取水地点 ・閉鎖性の高い水域 ・汽水域 等	・環境基準でより高度な類型に指定されている水域及びその周辺地域 ・総量規制の指定地域(水濁法) ・指定地域(湖沼水質保全特別措置法) 等	・環境基準(BOD等)の未達成地域 等
	地下水	・大規模な地下構造物の設置、著しい量の揚水を伴う事業内容を含む ・地下水汚染のおそれあり	・地下水利用が行われている地域 等	・指定地域(工業用水法) ・指定地域(建築物用地下水採取規制法) 等	・相当範囲にわたる地盤沈下が観測される地域 等
土壤環境・その他	地形・地質	-	・地域レッドデータブックに記載されている重要な地形 等	・名勝又は天然記念物(文化財保護法) ・地方自治体の条例・指針等における保全対象の地形・地質 等	-
	土壤	-	・自然由来・人為的土壤汚染地域 ・鉱山等跡地 等	・指定地域(土壤污染防治法) ・農用地汚染対策地域(農用地土壤污染防治法) 等	-
動物・植物・生態系		-	・自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息・生育の場 等	・自然公園(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)の区域 ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 ・生息地等保護区(種の保存法) ・緑地保全地区(都市緑地保全法) ・鳥獣保護区、ラムサール条約に基づく登録簿に掲載された湿地 等	-
景観		-	・景観資源 等	・市町村の景観保護条例等による保護・規制区域 ・自然環境情報図(自然環境保全基礎調査)における自然景観資源 等	-
触れ合い活動の場		-	・地域の主要な人と自然との触れ合い活動の場 等	-	-
廃棄物等		・一般・廃棄物廃棄物、残土の排出量の程度が著しいもの	-	-	-
温室効果ガス等		・温室効果ガス等の排出量の程度が著しいもの	-	-	-

注1) 評価項目(環境要素)の選定に当たっては、「計画特性」及び「地域特性」の各欄に該当する可能性のある環境要素を選定するものとする。

注2) 「地域特性」に掲載している地域又は対象は、参考例として示したものである。

戦略的環境アセスメント総合研究会, 2007.「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」より抜粋

表3 埼玉県戦略的環境影響評価技術指針における健康関連評価項目

環境面の調査、予測、評価に係る環境要素の範囲

環境要素	環境面の調査、予測、評価の項目の例
物質循環	天然資源の消費、廃棄物等の排出量等
地球環境	温室効果ガス等
大気環境	大気質、騒音、振動、悪臭等
水環境	水質(地下水含む)、水循環(又は水象)等
土壤・地盤環境	土壤、地盤沈下、地象
化学物質	ダイオキシン類等 (大気、水、土壤等の環境要素ごとの選定のほかに、化学物質の排出・移動量を大気、水、土壤の環境媒体横断的に予測・評価する場合に選定できる。)
自然環境	動物、植物、動植物の生息・生育基盤、生態系等
人と自然とのふれあい	景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財
生活環境	日照阻害、電波障害、風害
安全環境	防災、安全(治水、土地の安定性等)

関連する社会経済面の調査、推計に係る社会経済要素の範囲

社会経済要素	内容	調査、推計項目の例
事業に係る費用	事業に係る費用、期間等	概算事業費、事業期間、維持管理の難易、事業採算性など
事業の効果	事業実施による経済的な影響	事業整備効果、経済波及効果、雇用創出効果など
社会的な影響	事業実施による社会的な影響	地域分断、住民の移転、地域社会への影響、地域交通など

表4 所沢市北秋津地区土地区画整理事業のSEAにおける社会経済面の評価項目

社会経済要素	推計項目	調査・推計の手法
事業に係る費用	概算事業費	・概算事業費については、土地利用計画に基づいて、類似事例等に基づく原単位 [*] を利用して、算定する。
事業の経済的な効果	工事・建設に伴う雇用促進の便益	・工事・建設に係る期間、規模等に基づいて、類似事例等に基づく原単位を利用して、算定する。
	宅地利用価値の増大	・宅地利用価値の増大については、市内の類似事例に基づいて、事業を実施した場合の地価と、実施しない(現況の)地価との比較を行い、事業区域面積全体についての効果を算定する。
	経済規模拡大等の便益	・経済規模拡大等の便益については、市内の類似事例に基づいて、人口一人当たりの購買力等の原単位を用い、計画人口から事業の効果を算定する。
	固定資産税等の税収便益	・固定資産税等の税収便益の増大については、市内の類似事例に基づいて、計画宅地面積及び家屋戸数等に基づき、事業の効果を算定する。
事業の社会的な影響及び効果	地域分断の緩和 地域交通の改善	・鉄道による地域分断の解消、地域交通の変化(渋滞の緩和)、緊急車両の通行等の防災性の向上等、費用・便益として数値的に把握しづらい項目について、定性的に整理し、比較する。

(出典 所沢市北秋津地区土地区画整理事業 戰略的環境影響評価報告書)

表5 戰略的環境影響評価報告書に見られた社会的な評価項目

雇用創出効果に係る評価

	評価の視点
造成・建設工事時に期待される雇用創出効果(人)	
相対的比率	雇用人員数が大きいこと
評価	
最終処分場運営・管理時に期待される雇用促進効果(万トン)	
相対的比率	雇用人員数が大きいこと(埋立処分量に比例する)
評価	

地域社会・文化への影響に係る評価

地域社会・文化への影響	評価の視点
・工業団地予定地の土地利用については、多くの住民の声を聞き、慎重に進めること	地域社会の意見が十分に反映されること
・観光資源である鉢形城址、名勝である「深沢四十八釜」の上流に位置する施設ができることで、地域の観光への影響が懸念される。 ・ハヤブサを見に来る観光客への影響が懸念される。	観光への影響が発生しないこと
・公園の整備にあたっては長瀬の「ロウバイ」のように観光客を呼び込むような特徴ある整備を行うこと	地域資源を活用した公園緑地の整備を図ること
・供用時に地元雇用を拡大すること	地元雇用が大きいこと(表-10.2.14)
・地元のイメージアップを図るため、資源循環型の研究施設を建設又は誘致すること	地元のイメージアップの努力を行うこと
・埋め立て跡地を全面的に公園化すること ・埋め立てが終了したら、元の自然に復元すること ・公園・緑地部分でもっと県民が楽しめる要素を入れること。	埋め立て跡地において公共的価値のある再利用が行われること

(出典 彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書)

表6 EIA、SEA、およびHIAの比較

	HIA	EIA	SEA
根拠	国内には法的根拠なし	環境影響評価法 自治体条例	一部の自治体において条例もしくは実施要項あり (埼玉県、東京都、広島市、 京都市、千葉県)
範囲	健康影響が考えられる全ての政策・施策・事業	規定された事業のみ (主に、土地の形状の変更と 工作物の新設及び増改築を伴う)	現状では自治体事業に限られている
対象事業	政策・施策・事業のいずれのレベルにおいても実施可能	事業のみ	規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施に枠組みを与える計画(注1)
実施時期	計画段階からの関与	計画立案後	計画段階からの関与
実施者	市民、学識者、行政、事業者	事業者	自治体
計画の撤回	計画の撤回・修正あり	基本的には計画の撤回はない	計画の撤回・修正あり
評価	環境、保健衛生、経済、住宅、雇用、文化など。社会的健康規定要因を取り入れている。	環境影響評価法にもとづく項目。主に、大気環境、水環境、土壤環境、生態系などに関する項目。	環境面だけでなく、経済、社会面も総合的に評価

(注1) 戰略的環境アセスメント総合研究会, 2007. 「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」より抜粋

表7 the London Planにおける健康影響の要求について

Promoting public health

Policy 3A.20 Health impacts

Boroughs should have regard to the health impacts of development proposals as a mechanism for ensuring that major new developments promote public health within the borough.

3.87 Health is far more than the absence of illness; rather it is a state of physical, mental and social wellbeing. A person's health is therefore not only linked to age and gender, but to wider factors such as education, employment, housing, social netwo

出典 Greater London Authority (2004) The London Plan: Spatial Development Strategy for Greater London

「新しい自律的な労働時間制度」に関する Health Impact Assessment

藤野善久, 松田晋哉

産業医科大学公衆衛生学教室

抄録：「新しい自律的な労働時間制度」に関する **Health Impact Assessment**：藤野善久ほか、産業医科大学公衆衛生学教室一本研究では現在、厚生労働省等で議論が進められている「新しい自律的な労働時間制度」いわゆるホワイトカラーエグゼンブション制度の導入に関して、Health Impact Assessment (HIA) を実施した。この HIA では、the Merseyside modelに基づいて rapid HIA と呼ばれる方法で実施した。新制度の健康影響評価にあたっては、専門家の判断に基づいて、生じる可能性のある健康影響を、良い影響、悪い影響とともに抽出した。次に、インターネット又は PubMed を利用して文献等を収集し、抽出された健康影響に関する Evidence の評価を行った。さらに利害関係者の意見を分析するため、インターネット上において、新しい自律的な労働時間制度に関する意見を公表している団体の検索を行い、6 団体が抽出された。長時間労働は専門家および利害関係者らの間で最も懸念された健康影響であった。また、新しい自律的な労働時間制度によって、不規則な労働パターンが増えることが予想された。不規則な労働パターンによる健康影響として、睡眠障害、ストレス、心血管系疾患などのリスク増加が挙げられる。さらに、このような不規則勤務による家族機能や社会生活への影響も指摘された。一方、自律的な労働時間制度によって、裁量度の範囲が広がることで、ストレスが緩和されることが期待される。さらに、自律的な労働時間制度によって仕事と生活の調和が向上することや、またこれまで労働市場において雇用を得る機会が少なかった障害者や育児中の女性などに雇用機会が広がる可能性が示唆された。しかしながら、現行の裁量労働制やフレックスタイムなどよりもさらに効果があるかどうかは不明である。本研究では自律的な労働時間制度に関する HIA を

実施し、包括的な健康影響を示した。これらの HIA が関係諸機関における制度の検討に資することを期待する。

(産衛誌 2007; 49: 45-53)

キーワード：Health policy, Health Impact Assessment, Work schedule tolerance, Personnel staffing and scheduling

I. 緒 言

雇用形態、産業構造、労働者の就業意識の変化など経済社会の構造変化に伴い、これまでの労働時間規制を前提とする労働時間法制の改革を求める意見が経済界を中心として聞かれるようになった¹⁾。特に、成果などが必ずしも労働時間の長短に比例しない性格の業務の増加、いわゆるホワイトカラー労働者比率の増加、またモバイルワークを可能とするようになった IT 化などの技術革新、さらに経済活動のグローバル化により 24 時間の対応が迫られるニーズの変化も既に特別なものではなく、これらの状況が労働時間法制の検討を促す背景となっている。

平成 16 年に発表された労働政策審議会の建議「今後の労働時間対策について」において、労働時間法制に関して、使用者委員から、高度な人材の活躍の場を拓げる等の観点から、労働時間規制の適用除外についての議論を急ぐべきとの意見が示され、継続して検討する必要性が示された²⁾。

平成 17 年には厚生労働省労働基準局長が学識経験者を参考して実施された「今後の労働時間制度に関する研究会」において、今後の労働時間制度全般について検討がなされた。平成 18 年 1 月に発表された「今後の労働時間制度に関する研究会」報告書では、新たな労働時間制度の在り方として、一定の要件を満たす労働者を対象に、「自律的に働き、かつ、労働時間の長短ではなく成果や能力などにより評価されることがふさわしい労働者

2006年7月11日受付；2006年12月22日受理

連絡先：藤野善久 〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘

1-1 産業医科大学公衆衛生学教室
(e-mail: zenq@med.uoeh-u.ac.jp)